

令和 5 年 6 月 10 日現在

機関番号：16201

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K20554

研究課題名（和文）出入国管理から見る戦後台湾の移民国家形成史 - 冷戦からグローバル化まで -

研究課題名（英文）The Formation of Taiwan as an Immigrant Nation in the Postwar Era: From the Cold War to Globalization

研究代表者

鶴園 裕基 (Tsuruzono, Yuki)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：10804180

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、戦後台湾が直面した移民・難民問題に対する戦後中華民国政府の対応を、制度と政策の面から検討することを通じ、戦後台湾が「移民国家」として形成されていく歴史的過程の一端を明らかにした。制度面では、戦後の中華民国戸籍法は、原則的に領域内住民にのみ適用され、領域外の国民を制度的に排除していたことを明らかにした。以上のような制度を前提として、中華民国政府は外部から台湾への「国民」の入境を制限する政策をとっていたことを論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

この研究を通じて明らかにされた知見は、現代台湾社会が備える多様性が、歴史的な戒厳体制と不可分な関係にあることを示唆する。すなわち、国家建設の観点に基づく「誰を受け入れ、誰を受け入れないか」という政策的選択の積み重ねが、現代台湾の「移民国家」としての像を形作ることに寄与したと考えられる。本研究の知見は現代台湾の政治社会を理解する重要な手がかりであるのみならず、コロナ禍というグローバルな人の移動の危機に対して、台湾政府が行い得た政策の歴史的淵源を照らし出す意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study clarified part of the historical process of the formation of Taiwan as an "immigrant nation" in the postwar period by examining the postwar ROC government's response to the immigrant and refugee problems it faced from both institutional and policy perspectives. In terms of institutions, the study clarified that the postwar ROC Household registration, in principle, applied only to residents within the territory of the ROC and systematically excluded citizens outside the territory. Based on the above system, we argued that the ROC government had a policy of restricting the entry of "nationals" into Taiwan from outside the territory.

研究分野：台湾研究、華僑華人研究

キーワード：人の移動 難民問題 出入国管理 戸籍 国籍 在外国民 国際関係 冷戦

1. 研究開始当初の背景

近年、台湾では「新移民」が新たな社会的カテゴリーとして登場してきた。このことから明らかなように、現代台湾は移民によって労働力を確保し、移民によって人口再生産をする、グローバル化の時代に適応した移民社会である。既存研究では、現代台湾の移民社会としての特徴は、民主化後に深化した多文化主義に根ざす社会統合の側面から分析されてきた。

しかしながら、そもそも現代台湾の移民受け入れは民主化後に始まったことではない。1949年に中華民国が撤退して以後、戦後の台湾国家は一貫して外部からの移民・難民を選択的に受け入れ、台湾社会に編入することで台湾の国家建設を進めてきた。したがって、移民社会としての台湾の現状は、冷戦期の台湾国家の政策的実践にその歴史的淵源がある。

このような前提に立つならば、既存の社会学的移民研究は、現代台湾の移民を民主化以降の社会問題として捉えるあまりに、移民の受入可否をめぐって国家が果たしてきた役割を軽視してきたといえる。それゆえ先行研究では、民主化以前と以後とをまたいだ、台湾の移民・難民をめぐる制度的・政策的連続性が見過ごされてきたのである。

2. 研究の目的

以上を踏まえて本研究では、現代台湾を歴史的な特殊要因をはらんだ移民国家の一種であると捉える。その上で「戦後の台湾国家は誰を、どのように『国民』として社会に包摂し、また誰を『外国人』として社会の外部に位置づけてきたのか」という問題を、研究課題の核心をなす学術的「問い」と位置づけた。その上で、移民・難民問題に対する台湾の国家としての対応を制度と歴史の双方から検討することを通じ、移民国家形成の歴史的過程を解明することを研究の目的とした。

3. 研究の方法

この目的を達成するにあたり、本研究では制度史研究と外交史研究を組み合わせた研究方法を用いた。制度史研究の方面においては、戦後台湾の移民・難民政策の根幹である中華民国の出入管理、および在国民と在外国民とを弁別する戸籍に注目して分析した。外交史研究の方面においては、移民・難民の個別問題に対する中華民国政府の対応を分析した。

4. 研究成果

外交史研究方面での研究成果としては、海外華僑の「国民」としての包摂と排除をめぐる問題について、一定程度解明することができた。鶴園裕基「日華平和条約と日本華僑:五二年体制下における「中国人」の国籍帰属問題(1951-1952)」『日本台湾学会報』第22号、2020年、ならびに本論文を基にした英語論文 Tsuruzono, Yuki. “The Sino-Japanese Peace Treaty and the Chinese residents in Japan—Legal status problem under the 1952 regime”. *Journal of Contemporary East Asia Studies, (Early View)*, May 2023 では、中華民国政府と日本政府が結んだ日華平和条約が、在日中国籍者の国籍を中華民国籍として決定づける作用をもたなかったこと、また、そのような状況が生じた背景として、冷戦戦略を背景とした米国による「台湾の法的地位未定論」の追求が強く影響していたことを明らかにした。このように、戦後の中華民国政府は国際政治上の制約によって海外華僑を「国民」として正式に包摂できていなかったのである。

他方、制度史方面では、主として台湾の出入管理と戸籍に関する研究で成果を挙げた。まず台湾の出入管理に関しては、「一九五〇年代の台湾出入管理と『中国系難民』問題」泉水英計編著『近代国家と植民地性』御茶の水書房、2022年がある。本論文では、1952年から57年にかけて台湾に入境・定着した者の過半が軍人身分を持つ「難民」であり、その他の民間人身分の「難民」は主として香港地域から移入していたことを明らかにした。その上で、軍人身分を持つ者の入境は原則的には民間人が受けるような厳格な資格制限は設けられなかったものの、かれらの受け入れを決定するまでの過程で国際社会からの圧力が存在したことを示唆した。他方で民間人の場合、厳密に難民性の移入者として認められた人数は少なく、多くの場合は政府が国家建設に有用であると認められた人材に対してのみ入境を許可していた。このように、台湾の入境管理体制は自国民を対象に軍事的・政治的・経済的な有用性の観点でフィルタリングを行う制度として機能していたことを明らかにした。

ついで台湾の戸籍に関しては、「国籍と戸籍から見る中華民国台湾の境界」若林正文、家永真幸編『台湾研究入門』東京大学出版、2020年、において出入国管理の基準となる台湾の人的な境界がいかに形成されているかを、国籍と戸籍という二つの制度に焦点をあわせて通史的に検討した。これによって、台湾住民と非台湾住民を分かつ境界が、植民地期から現代にかけて、一

貫して戸籍の有無によって根拠付けられていたことを示した。この内容を踏まえ、台湾で行われた国際シンポジウム「二二八事件紀念基金会主催”終戦・接收・二二八”国際研討会」(2022)で報告した「戦後台湾的戸籍編成与人的移動管理(1945-48)」では、戦後台湾を日本から接收した中華民国が、植民地統治期の住民情報を基礎としつつ、戦時動員を念頭においた戸籍法制を適用していった過程を検討した。このなかでは、戦後台湾において確立した戸籍制度がもっぱら領域内の住民にのみ適用され、国外に長期滞在する在外国民に対しては在外公館を通じた登録のみが行われ、両者は制度的に切り離されていたことを明らかにした。なお、本報告論文は中国語で公刊される予定である。

以上のように、本研究では冷戦期における中華民国による、移民・難民をめぐる包摂と排除をめぐる歴史的メカニズムの解明について、一定の成果を上げることができたといえる。しかし新型コロナウイルスの感染拡大にともない、台湾政府が厳格な入境制限を実施したことにより、研究計画段階では想定していた、香港およびビルマの難民問題をめぐる外交史研究に本格的に取り組むことができなかった。この間、執筆者は2021年に中央研究院ポストドクターの身分、ならびに中央流行疫情指揮中心が発行した「特別入境許可」ビザを得て台湾に入境し、現地調査を行うことができたものの、このときに収集した史料を使った研究を進めるのは今後の課題となる。付言すれば、2020-22年は台湾の長期戒厳令が解除されて以降、最も出入境管理が厳格に運用された時期であった。すなわち、執筆者は図らずも研究対象である台湾の「出入境管理」メカニズムの全力作動を身をもって体験したことになる。この経験は今後の研究の糧として生かしていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 鶴園裕基	4. 巻 増刊号
2. 論文標題 人の移動の国際政治：東アジア冷戦体制の形成と日本華僑	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 歴史学研究	6. 最初と最後の頁 126-135
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鶴園裕基	4. 巻 22
2. 論文標題 日華平和条約と日本華僑：五二年体制下における「中国人」の国籍帰属問題（1951-1952）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本台湾学会報	6. 最初と最後の頁 41-64
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Tsuruzono Yuki	4. 巻 Early View
2. 論文標題 The Sino-Japanese Peace Treaty and the Chinese residents in Japan?Legal status problem under the 1952 regime	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Journal of Contemporary East Asia Studies	6. 最初と最後の頁 1-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1080/24761028.2023.2212435	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 鶴園裕基
2. 発表標題 人の移動の国際政治：東アジア冷戦体制の形成と日本華僑
3. 学会等名 歴史学研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 鶴園裕基
2. 発表標題 1950年代台湾の入境管制及「中国難民」問題：由出入境法規及出入境統計分析
3. 学会等名 第六期國際關係史工作坊
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 鶴園裕基
2. 発表標題 外国人登録と日本華僑：占領期における華僑管理政策の展開（1947 - 1951）
3. 学会等名 國際政治学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 鶴園裕基
2. 発表標題 被封鎖的島：中央政府撤退前後台灣入境管制之形成（1949-1951）
3. 学会等名 自由、民主、人權與近代東亞：以臺灣為中心國際工作坊
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 鶴園裕基
2. 発表標題 日華平和条約と日本華僑 五十二年体制下における『中国人』の国籍帰属問題
3. 学会等名 国籍、出入国管理、國際法：戦後東アジア移民問題への再アプローチ
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 泉水英計	4. 発行年 2022年
2. 出版社 御茶の水書房	5. 総ページ数 380
3. 書名 近代国家と植民地性	

1. 著者名 若林 正丈、家永 真幸	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 360
3. 書名 台湾研究入門	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------